出席議員(18名)

1番	石	森	靖	明	君	2番	伊	東		潤	君
3番	吉	田		清	君	4番	小目	日部	峰	之	君
5番	森		裕	樹	君	6番	加	藤		滋	君
7番	安	藤	義	憲	君	8番	佐ク	人間	光	洋	君
9番	平	間	幸	弘	君	10番	桜	場	政	行	君
11番	吉	田	和	夫	君	12番	秋	本	好	則	君
13番	大	坂	三	男	君	14番	佐人	木	裕	子	君
15番	広	沢		真	君	16番	白	内	恵美	 一	君
17番	亚	間	奈絲	者美	君	18番	髙	橋	たレ	子	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	長	水	戸	英	義	君
会 計 管 理 ² 会 計 課	者 兼 長	_	条	敏	貴	君
総務課長		加	藤	栄	_	君
まちづくり政策	で課長	沖	館	淳	_	君
財 政 課	長	藤	原	輝美	幸	君
税 務 課	長	遠	藤		稔	君
町民環境	課 長	日	置	幸	枝	君
健康推進	課 長	佐	藤	正	人	君
福 祉 課	長	佐	藤		潤	君
子ども家庭	課長	工	藤	昌	之	君

農 政 課 長 併 農業委員会事務局長

熊 谷 英 樹 君

商工観光課長

天 野 敬 君

都市建設課長

池 田 清 勝 君

上下水道課長

平 間 一 行 君

危機管理監

平 間 信 弘 君

教育委員会部局

教 育 長

船迫邦則君

教育総務課長

小 林 威 仁 君

生涯学習課長

大 宮 かつ子 君

スポーツ振興課長

杉 本 龍 司 君

その他の部局

代表監查委員

大 宮 正 博 君

孝

事務局職員出席者

議会事務局長

大 山 薫

次

高 木 信

主幹

今 野 裕 介

主

佐 藤 麻 美

議事日程(第4号)

令和5年12月7日(木曜日) 午前9時30分 開 議

長

事

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第30号 町道路線の変更について
- 第 3 議案第31号 町道路線の認定について
- 第 4 議案第32号 柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条 例の廃止等に関する条例
- 第 5 議案第33号 柴田町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例
- 第 6 議案第34号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第35号 柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第36号 柴田町観光施設条例の一部を改正する条例

- 第 9 議案第37号 柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第38号 令和5年度柴田町一般会計補正予算
- 第11 議案第39号 令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第12 議案第40号 令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第41号 令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第42号 令和5年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第15 議案第43号 令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算
- 第16 議案第44号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第45号 令和5年度柴田町一般会計補正予算
- 第18 陳情第 6号 令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い (陳情)
 - 陳情第 7号 学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い(陳情)
 - 陳情第 8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、格差のない全国一律最低賃金 制度の確立を求める政府に対する意見書採択の陳情書の提出について
 - 陳情第 9号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択 を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長(髙橋たい子君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係 所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(髙橋たい子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番森裕樹君、6 番加藤滋君を指名いたします。

日程第2 議案第30号 町道路線の変更について

日程第3 議案第31号 町道路線の認定について

〇議長(髙橋たい子君) 日程第2、議案第30号町道路線の変更について、日程第3、議案第31号町道路線の認定について、以上2件を一括議題とします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名並びにページ数を示して 行ってください。

質疑ありませんか。12番秋本好則君。

- ○12番(秋本好則君) 秋本です。議案31号の新しい町道の路線の認定についてお聞きしたいと思います。町道10号線が新たに指定されまして、ここのところは違う形にするということなのですが、その脇に10号ができているわけですから、今までの通路については町道を別に認定せずに、いわゆる一般的な歩道と扱ってもいいんじゃないかと思うのですが、その必要性についてお聞きしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。

- ○都市建設課長(池田清勝君) 町道路線の新たな認定の必要性ということでございますけれども、こちらにつきましては、今回槻木191号線ということで新たに認定をお願いする町道につきましては、現在下水道の本管が200ミリのものになるのですけれども、埋設されております。その関係上、公共のライフラインが占用されている部分になりますので、今後も町道として適正に管理をしてまいりたいということでの議案の提出ということになってございますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- O12番(秋本好則君) この新しい191号に認定される部分なのですが、東禅寺への参道が入っておりますよね。そうすると、その部分についてはどのような形になるのか、整備の仕方について教えていただきたいと思います。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(池田清勝君) あくまで町道の認定区間についての管理ということになってまいりますので、東禅寺様の関係につきましては、特にどうのこうのということではありませんので、あくまで認定区間について維持管理をきちんとしていくということになる予定でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質問ありますか。どうぞ。
- **O**12番(秋本好則君) それでは、ちょっと確認なのですが、そうすると今の参道に新たな段差ができるとかそういうことではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(池田清勝君) はい、もちろんそのように、町道の部分につきましては町で町道として管理をしていくということになります。
- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないということでございます。これをもって質疑を終結 いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第30号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 これより、議案第31号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授 業料徴収条例の廃止等に関する条例

○議長(髙橋たい子君) 日程第4、議案第32号柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第32号柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条 例の廃止等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和 に関する条例

○議長(髙橋たい子君) 日程第5、議案第33号柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。2番伊東潤君。

- ○2番(伊東 潤君) 2番伊東潤です。この議案第33号、この関係資料、別表ありますけれど も、この抑制区域とした理由をお伺いしたいと思います。他市町村では禁止区域となっていま すけれども、その確認でした。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(日置幸枝君) 今回の条例において町が抑制区域とした区域は、ほとんどが上位法により利用の許可申請を関係省庁にしなければならない区域となっています。例えば土砂災害警戒区域などについては知事の許可があれば設置可能な区域になっています。それで、事業者が構造物を構築するに当たり、関係省庁の設置許可基準を満たしていれば発電施設の構築も可能となるところです。町に許可権限のない区域を禁止区域といたしましても、権限が及ばないのでは致し方ないところですので、あえてこの今回の町で制定する条例につきましては、事業区域に含まないでほしいということで抑制区域といたしました。

しかしながら、抑制区域として条例に規定することで、町と事業者との協議を行うときには、 その抑制区域について関係省庁の許可を受けているかということと抑制区域に対してどのよう な対策を講じているかも確認することになっておりますので、問題はないということと判断い たしております。

以上です。

○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。(「ありません。ありがとうございます」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

O12番(秋本好則君) 秋本です。まず、全体的にここの条例の取り組み方についてお聞きしたいと思います。今柴田町のほうで町内で問題になっているのは、環境の景観 、景観をよしとして移ってこられた方が、その景観の中に虫食い状態で太陽光パネルが出てくるということに対して非常に危惧を持っておられます。

そうすると、この条例は一種の、そういう方々に抑制にはなると思うのですが、3分の1の 部分、周辺部分ですね、その部分についてはかえってそれを抑制するというよりも促進するよ うな可能性が出てくると思うのです。

ですから、そういったことについて、まだこれだけでは十分に今の現在の町民の方が持って

いる不安に対する抑止力には不足するかと思うのですけれども、これで終わりとするのか、それともこの後にそういった懸念をなくすためにもう少し踏み込んだ条例をいずれ考えていきたいということなのか、そのスタンスについてお聞きしたいと思います。

それと、第4条の2のところに、適正な管理を行うというふうに書いてあります。4条の3には廃棄物を適正に処理するということが書いてありますけれども、この適正という内容ですね。太陽光発電のいろんな問題のところで指摘されておりますけれども、その方々の立場、立場で、この適正というものに対する考え方が少しずつずれてきていると思うのですが、どのことをもって適正と判断するのかお聞きしたいと思います。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(日置幸枝君) 今議員のほうから太陽光発電所の今回の条例について、3分の 1の地域においてそういった虫食い状態が危惧されるというお話がありましたが、あくまでも 今回の条例につきましては、発電事業と、あと環境との調和ということの条例で制定させてい ただいておりまして、太陽光発電事業所の集約化と地域住民との話合い等の理解の醸成が必要 という質問を受けていたところですけれども、まず太陽光発電所の集約化につきましては、土 地所有者の意見の相違や近隣住民などの開発への不安によっては、まず集約という事業実施の 合意に至らないこともあるとは思われます。

しかしながら、本条例では10キロワット以上の発電事業であれば、事業者は事業計画について必ず地域住民に説明会の開催を行っていただくということを義務づけしておりますので、土地所有者と地域住民の皆さんの理解を得ることができれば、虫食い状態ということでなく、太陽光発電所の集約化も可能ではないかと思われます。

ただ、ほかの自治体では発電出力が50キロに満たない場合、戸別訪問、掲示板掲示、看板設置などによる周知に代えることができるということを条例で規定しているところもございますので、事業開始後の地域とのトラブル解消のためにも、住民説明会の義務は欠かせないものと考えております。

それで、今回柴田町で制定した条例につきましては、10キロワット以上の発電設備の設置については必ず住民説明会をするようにということで事業者に義務づけをしております。その後に説明会において、参集していただく方についても、町としてはどういうところまで参集者を呼べばいいですかというときには助言とか指導はできると思いますし、それとあと事業者のほうでいろいろ地区のほうを回っていただいて説明会とかをしますよというようなことの内容を

伝えていただければ、そういうところに自分のところでうちも心配だということであれば、そういった方が集まっていただいてそこで話合いをしていただいて、お互いの意見が一致した段階での町への事業計画の提出ということになりますので、そういったところでは集約化も進んでいくかもしれませんし、地域住民との話合いと理解の醸成ということを最優先事項として掲げています町の条例としましては、地域住民の民意を十分に反映することができる条例だと考えておりますので、今現在のところは、新たな別な条例とかということは考えてはおりません。続きまして、第4条の事業者による適正な管理、適正な処分というところの指摘だったと思いますが、まず適正な管理とは、資源エネルギー庁が制定した再生可能エネルギー別の事業計画、ガイドラインというのがあります。それと、あと環境省が制定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインに基づいた適切な事業実施というものも定められておりますので、そういったものを事業者のほうが再生可能エネルギー特別措置法に基づいた適正な管理ということで、参考資料としながらやっていただくということで適正な管理というような表現をこちらのほうでさせていただいております。そこを細かくうちのほうで書くというよりは、まず様式の中にも、どういったものをやりましたかとかという内容をチェック項目としても入れていますので、条例の表現としては適正な管理というような表現にさせていただいておりました。

それと、あと適正な処分ということなのですけれども、この適正な処分ということも、上位法のほうの再生可能エネルギー発電事業に関する特別措置法、そこのところで廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた処理を行っていただくこととか、あとは町の条例の施行においても事業計画内に廃棄物の処理について、想定される廃棄物の種類及び適正処分の方法について明記してくださいという項目を、事業の初めの段階でそういった内容も書いていただくようになっていますし、住民説明会でそういったところが心配されるのであれば、十分住民の方にも説明していただいて事業の実施に向けてということにしておりますので、適正な処分といいますのは上位法、特別措置法とか廃棄物処理法に基づいた適正な処分ということで考えております。これにつきましても、事業計画策定ガイドライン、国で出しています。そういったものに適正な処分という内容も事細かく載っておりますので、事業者のほうがそういったものを参考にしながら実施していただくということで、条例のほうは適正な処分という表現にさせていただいております。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- **O12**番(秋本好則君) 分かりました。これを踏まえた上で、形で変えていくのかなというふう

に今受け取りました。

もう一つ、柴田町の景観条例があって、色彩とかその辺決めていると思うのですけれども、 その景観条例との兼ね合いがどういうふうな形になるのかということをお聞きしたいと思いま す。

それと、建築物の屋根につけることについては問題ないということなのですが、例えば工場とか、住宅でいけばカーポートの、例えば屋根につけるというのが最近随分増えてきております。そういったものもオーケーなのか、あるいは工場のほうで工場の屋根からその隣にある渡り廊下とかそういった建築、いわゆる建築基準法で言う建築物ではないものについて、そこまでこう屋根につけるという場合も当然考えられると思うのですけれども、そういったものはどこで規制していくのか。全て建築物、基準法上の建築物でなくても、屋根と言われるところにつけるものは全てオーケーという解釈になるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(日置幸枝君) 柴田町の景観条例のほうもこちらのほうで確認しまして、景観条例の中では、太陽光パネルを設置するときには町に協議をしていただくようにしてくださいという規定が入っております。たしか500平米……面積はちょっと今記憶にないのですけれども、そういったものが景観条例のほうに規定がありますので、それに基づいて町民環境課と都市建設課と協力しながら確認をし合っていきたいと思っています。

さらに、景観条例とか設定していて、町が景観にそぐわないということであれば、町長が抑制区域と認めるというような範囲の指定もできますので、景観条例に関してはそういった対応をさせていただきたいと思っています。

それと、建築物の屋根ということで、条例では建築物についている屋根の太陽光パネルについては対象外としています。役所とかについては最初から条例の対象外なのですけれども、民間事業者のほうで10キロワット以上の設備を設置するときは、屋根は対象外なのですが、それ以外のところは確認させていただくということになっております。ただ、その議員の今発言にありました渡り廊下についてというところは、今後、ちょっとどういうものになるのか確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第33号柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

○議長(髙橋たい子君) 日程第6、議案第34号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第34号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例

O議長(髙橋たい子君) 日程第7、議案第35号柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番(白内恵美子君) 白内です。22ページの別表、第11条関係、太陽の家総合交流ターミナルの宿泊料、上限1万5,000円、現在は5,250円と、一気に上がったのですけれども、説明はあったのですけれども、一気に上げる理由がまだ私はよく分からなかったので、もう一度詳しい説明をお願いします。

そして、上限1万5,000円にする場合というのはどのようなサービスを考えているのか。1 万5,000円に相当するサービスというのはどういうふうになるのかなと思ったものですから、 そこを伺います。

それから、休憩1人当たり、現在840円が上限2,000円になりますが、この休憩の内容は、実際には休憩はどこでどのような休憩を取るのか。そして、1人当たり2,000円に値上げしても利用は見込めると考えているのか伺います。

それから、その下の木育遊びの部屋も無料が有料になるのですけれども、どのような利用を考えているのか。今土日だけで、あとは予約すれば使えるということですけれども、常に予約が必要なのか、平日はどのようにするのかとか、そういう細かいところも説明をお願いします。それで、実際にお金を頂くとなるとね、今のおもちゃの数で十分なのか、その辺のところのお考えも伺います。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(熊谷英樹君) 今回の条例改正は、太陽の村の指定管理者が施設を有効活用して収益を上げてもらうために、指定管理者の裁量によって柔軟に利用料金の設定を行うことができるように上限額と下限額を引き上げるものです。例えばキッズバイクパークなど既存施設の利用と組み合せた新たな宿泊・休憩プランの設定などが考えられます。

例えば太陽の村観光物産協会も町の里山ビジネス振興協議会の会員なのですが、同じく会員の方で入間田地区で古民家宿を運営している方がおられます、事業者があるのです。週末ですと一組当たり4万4,000円とか、年末ですと5万5,000円取っているんですね。昨年平均1回4名宿泊しているそうです。素泊まりですから食事も出すわけじゃない。温泉もあるわけじゃない。ただ、入間田地区、大変いいところなのですけれども、太陽の村の施設もそれに決して劣らない。考え方によっては1万5,000円ですね。一組4名までキッズバイクパーク平日貸切りでどうですかというプランで十分いける可能性はあるのではないかと考えております。休憩も同じように、ここ10年間取っていないのですが、ぜひ空いた時間に利用してもらうよ

うな方策を指定管理者に考えてもらえばいいなと考えているところです。

あと、木育遊びの部屋、実際幾ら取るか、これから条例が可決いたしましたら指定管理者と協議となるわけですが、例えば錦ヶ丘の感性の森ですと1人300円から500円、白石市のこじゅうろうランド、あそこ、300円なのですけれども、木育遊びの部屋、広さ17.6坪ですね。白石のこじゅうろうランド、24倍ありますので、ちょっと200円を取るのもきついかなと思っています。当初は100円でどうかと指定管理者と協議していきたいと考えます。

その利用料でもって、例えば購入玩具ありますので、それ、紛失したものとか、あと壊れた もの、ボンドで直したりしています。そういったものの補充とかをしていきながら、子どもた ちに飽きられない魅力ある施設づくりに努めたいと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) そうしますと、上限を上げておけば、指定管理者が本当に自由にそのときそのときで金額を設定できるというふうに考えればよろしいということですか。総合交流ターミナルの宿泊費や休憩料は、そこが上限だからこの金額でなければならないでは確かになくて、この金額まではできるよというふうにしておけば、いつでも自由にそのキッズバイクパークの大会、大きな大会があるときなんかは正直幾ら高くしても利用者はいるだろうということでのことと考えればいいわけですね。確認です。私は、1万5,000円にするためにはそれなりのサービスが本来必要なんじゃないかなと思ったから、そこをどう考えているのかを知りたかったのです。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(熊谷英樹君) 議員おっしゃるとおり、その指定管理者の裁量で下限額、上限額の範囲内で設定できますので、それは柔軟に対応していただくことができます。先ほどお話ししました、例えば入間田地区の古民家宿なのですけれども、令和4年度868人の宿泊者があったということです。太陽の村の1.44倍、太陽の村もぜひ負けないで宿泊できるように、農政課としても応援してまいりたいと考えております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。(「ないです」の声あり) ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。
- ○1番(石森靖明君) 1番石森です。同じく22ページの別表の中で、キッズバイクパークで今回改正として案として上がっているのが、1人1時間当たりの「1人」を付け加えるということなのですが、今回の条例改正の検討の中で、例えば半日とか1日とか、そういった利用の区

分を新たに設けるような検討というのはなされなかったのでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(熊谷英樹君) キッズバイクパークということでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)利用の実態を見ていますと、大体キッズバイクパークだと、未就学児とか小学生の低学年、あとマウンテンバイクだと、それより高学年になるのですが、大体30分から60分程度で、はっきりと言ったらなんなのですけれども、別な遊具に移動しているというのが現状でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。
- ○1番(石森靖明君) 太陽の村への滞留時間というか、滞在時間を長く取るという意味では、 子供が飽きるということなのですけれども、飽きて例えばふわふわドームに行って、次戻って くるというパターンも我が家でもあるわけですけれども、そういったところも検討に加えなか ったのかなというようなところもありましたので、質疑をさせていただきました。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(熊谷英樹君) そちら、滞在プランについてはぜひ、休憩というのを設けておりますので休憩と組み合せながら、例えば野外で飽きたら一度部屋に戻ってきてもらって休んでもらうとか、シャワーを利用してもらう、あとは例えばレストランでの利用券を配ってもらう、そういったプランを設定しながら、長期、長時間滞在できるような休憩プラン等々もぜひ設定するように指定管理者と協議していきたいと考えております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ございますか。(「ないです」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第35号柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 柴田町観光施設条例の一部を改正する条例

〇議長(髙橋たい子君) 日程第8、議案第36号柴田町観光施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

- ○16番(白内恵美子君) 白内です。スロープカーの利用料が、上限が倍になるわけですけれども、この倍にする説明は、燃料高騰等がありましたけれども、2倍になると利用者数はどうなるとか、その結果、どのくらいの利用料金増に結びつくかとか、大まかな計算はしたのでしょうか。あそこで長蛇の列を作って待つのは、もしかして少し解消されるし、ただ倍にしたので、利用料としては全体として上がるということはあるとは思うのですけれども、大体の計算というのはしたのですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) まず、今回のスロープカーの利用料金の上限額を結果的に全ての利用区分で2倍という金額の料金の設定になったわけなのですけれども、まずこの上限額を2倍にした根拠なのですが、まず1つには、船岡城址公園スロープカーと同様に観光施設という扱いで運用、運行している、国内の施設に確認を行いました。結果、大人の往復料金で申し上げますと、やはり400円から700円の間で運行していると。今年値上げした施設もございましたし、やはり値上げしたいというふうな検討をしているというような施設もございました。

2つには、今回の利用料金の上限額の改定につきましては、実は以前から検討はしていたところだったのですが、どうしてもコロナ禍の影響で踏み切ることができなかったという状況もございました。今回感染が5類に移行になると、あとまた令和6年度から新たな指定管理期間も始まるというようなことで、この間、いろいろな地元の関係団体や実際の利用者、あとは町とのパイプがある関係者などから広く意見を集めた結果での金額になります。

あとは、最終的には3つ目に、現在の指定管理者と最終的に協議を行いまして、今回の上限額の設定となったものでございます。

あと、今回の料金改定によるその影響、先ほどご質問いただきました収益、あとはいわゆる 桜まつりとかの渋滞というんですかね、そういった行列、そういった対策なのですが、まずは やはり根底にあるのは収益を上げたい、やはりこれまでの5年間、どうしても自然災害やら感 染災害で減速していた状況だったものですから、まずいわゆる反転攻勢というんですかね、巻 き返しを何とかしても新年度から図ってまいりたいというようなことで、まずはそのこれまでのスロープカーの一番の収益の実績が多かったのが平成30年度、年間で4万1,000人、収入も1700万円ぐらい超したというようなことで、まずそこを当面の目標にしていきたいというようなことでの上限の改定になります。

具体的な料金設定につきましては、太陽の村と同様に指定管理者が決定するものなのですけれども、ただ、最終的に町長の承認を得てということで、町も一緒に同調しながらいろんなアイデア、企画の面で協力していきたいなと考えております。よろしくお願いいたします。

O議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。(「ないです」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第36号柴田町観光施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改 正する条例

O議長(髙橋たい子君) 日程第9、議案第37号柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例 の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

- O16番(白内恵美子君) 白内です。午後7時に短縮することのデメリットというのはあるので しょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) デメリットだけでよろしいですか、白内議員。(「メリットはもう分かっているので」の声あり)

答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長(池田清勝君) 管理時間を2時間短縮することでデメリットということでございますけれども、こちらにつきましては、午後7時以降に駐車場の、一般的には定期の駐車場の申込み、駐輪の申込みでありましたり更新の手続ということが、管理人がいないとできないということにはなってしまうものになります。

ただ、こういったことも条例の改正がお認めいただければ、早急に周知をいたしまして、混 乱の生じないようにしていきたいと考えてございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) そうすると、そのほかにはほとんどないと。例えば急いでいたために購入できないで帰りに購入しようとしたらもう閉まっていたとか、そういうことはあったとしても、それの対策を考えればいいというぐらいですかね。利用している身としては、定期までは購入していませんけれども、そのくらいかなと思ったので、だったらやはりね、あまりその管理人さんがいてくれても、やはり8時、9時だと、それほど誰か何か用事というか、ある人って見かけたことないので、何か寒い時期とか申し訳ないなと思って見ていましたので、いいことだなとは思ったのです。ただ、デメリットがどのくらいあるのかなと思ったのですが、それであれば住民の理解を得るということでいいかなと思います。質問ではないです。
- ○議長(髙橋たい子君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第37号柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例 の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 令和5年度柴田町一般会計補正予算

○議長(髙橋たい子君) 日程第10、議案第38号令和5年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず債務負担行為補正を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費41ページから4款衛生費47ページまで、次に6款農林水産 業費47ページから10款教育費55ページまでといたします。

なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番(石森靖明君) 1番石森です。ページ数で言いますと、34ページの債務負担行為、柴田町新図書館建設設計業務委託料についてお伺いをしたいと思いますけれども、まずこの債務負担行為の期間の設定が令和5年から7年度までということになっておりますけれども、その期間設定の理由について、なぜこの期間の設定の理由なのか、設定したのか、理由をご説明をお願いをしたいと思います。

それから、今回設計業務委託料となっていますけれども、基本設計までなのか、実施設計までなのか、その点についてもご説明お願いしたいと思います。

それから、金額についてなのですが、1億2,955万6,000円という金額が計上されておりますが、この金額の根拠についてもご説明をお願いします。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。最初に、生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) 柴田町新図書館建設設計業務委託料の債務負担行為ですが、こちらの期間ということですが、こちらについては今回アドバイザリー業務を委託しております宮城県住宅センターに依頼をしまして支援を受けたところではございます。基本的には一般的な期間設定となり、基本設計と実施設計の一般的なスケジュールになってくると考えております。令和5年度中にはプロポーザル、1月の上旬にはもう公告をしますので、公告をし、3月には契約締結をするようになるものですから、期間としましては令和5年度から、それから6年度前半で基本設計を行いまして、6年度後半から7年度の10月くらいまでには実施設計が完了し、今度は建築業者を選定するということになってまいります。

それから、積算の根拠ですが、設計業務委託料の積算根拠についてはこちらも同じく建築住

宅センターのほうに依頼をいたしました。建築事務所の開設者、その業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めた、国が、国土交通省が定めている通知に基づいてアドバイザリー業務を委託している委託者に積算をお願いしたということになります。あわせて、今回設計業務を実施する上での地質調査も実施することになりますので、地質調査等については町の都市建設課のほうに依頼をいたしまして、ボーリング調査、深さ30センチで4か所実施する内容で委託料を積算していただきまして、合わせた金額を計上させていただいております。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を財政課長。
- ○財政課長(藤原輝美幸君) 補足いたします。まず、この図書館建設の完了年度、それから逆 算していきますと、基本計画なり基本設計、実施設計とか一つ一つ区切っていきますと、非常 にタイトといいますか、かなり無理が生じてしまいます。そういうこともありまして、今回は 設計業務というのを一括して早めに発注するということで、建設期間などに余裕を持って施行 したいと。これは国の交付金が入ってございますので、とにかく令和9年度には竣工したいと いうことでございます。

また、債務負担行為の一般的なこととして、令和5年度中にそのプロポーザルを開催すると、 公募型プロポーザルを開催するということは契約行為をスタートすることになりますので、これは議会の議決をいただき、スタートしたいということでございます。

なお、契約開始が令和5年度になりますので、令和5年度中にも早くから設計の業務も開始 されますから、スタートが令和5年度ということになってございます。

以上、補足です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○1番(石森靖明君) 分かりました。全協の資料なんかでは、図書館に関する費用として13億5,000万円というような資料を示されていますけれども、今回上げられている1億、約3,000万円も含めた13億5,000万円というような図書館の部分についてはそういった認識でよろしいかどうかというようなことが1点と、それからその実施設計までお願いする段階にあって、今、冒頭質問した内容がそうなのであれば、13億5,000万円に含まれる内容なのであれば、その今回の1億3,000万円を差し引いた額以内で収まるような資材高騰分も含めた設計を委託するというような認識でよろしいかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) ご説明しましたとおり、当初、都市再生整備計画に申請しま した際には、設計費も含めて13億5,000万円で計画を上げさせていただいております。今回、

設計分で約1億3,000万円で計上させていただきましたので、建築費の残りの分は12億2,000万円になってくるのですが、担当課としましては、今回8,500平米、8万冊ということを説明させていただいておりますので、担当課としてはできればそのですかね、都市建設再生整備計画が全額で22億円になるものですから、もし可能であれば、1,500平米を確保できるのであれば、その再生整備計画の中で調整していただけないかなという考えもございますが、基本的には内訳13億5,000万円の中に設計費が入ってございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明、財政課長。
- ○財政課長(藤原輝美幸君) ちょっと補足させていただきます。

まず、1億2,900万円の設計費用については、昨日配付しました全協資料の13億5,000万円の中に含まれております。ここで6年度と7年度の支払い額、これは年割りになるのですけれども、これは業者が決まってからその設計業務なり、契約する際の年割り額というのがあるのですが、これは今後非常に協議の上、決まってくるものでございます。このシミュレーション、お渡ししているシミュレーションの中には、その1億2,900万円が入ってございますので、残りが工事費に回す分ということになります。しかしながら、今生涯学習課長が申し上げたとおり、1,500平米なり8万冊という最低限の条件をクリアするためには、12億円ちょっとではなかなか厳しいことが見込まれます。

石森議員がおっしゃるとおり、物価高騰が非常に心配してございますが、この物価高騰についてはやはり予測が非常に難しい。しかしながら、総合体育館の例にもございますように、今どんどん建設資材や労務単価が上がってございます。町としても非常に注視しているわけでございますが、この物価高騰分については、1年以上の工事を有する場合、これが国土交通省のほうで物価変動、スライド条項とかというのですけれども、その変更、単価が急激に上がった分については請負業者が負担する分もあります。一応基準としては1,000分の15、1.5%程度の単価上昇分は請負業者が見るべきだということがあるのですけれども、それ以上の分についてはやはり発注者が負担しなければならないというルールがあります。

このルールについては、町としては何とか新たな支出は避けたいところではございますが、 発注者側が負担しなさいよという国土交通省の通達も今年度も入っています。町でそれを渋る となると、結局は元請会社だけでなく下請負人、その下の個人事業者等へも広く影響が出てし まいます。

この物価高騰について非常に悩ましいところではありますが、今回のプロジェクトの事業費のシミュレーション、その中には含まれておりません。まず建築のその十二億何千万円か、そ

の中でやはり建てられるのかどうかというのは、令和6年度中の検討課題にもなるのかなと思います。

以上、補足でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。どうぞ。
- ○1番(石森靖明君) 債務負担行為の質疑からもしかすると外れかもしれないですけれども、 例えば22億円という全体事業費の中で1,500平米ですか、を維持して8万冊を維持したいとい う中で、この事業全体がしっかりこの中でそこだけこだわっていると、そこの22億円で一体の この事業が成り立っていかないのではないかというふうに思うのです。

なので、今回は図書館の部分の債務負担行為で1億2,000万円で事業費全体が、図書館に係る事業費が13億5,000万円なのであれば、その点で見れば、その中でしっかりと完結するような今後の業務の委託だったりとか流れだったりとか、そういうことを意識していただかないと、今後、将来負担が増えていくのではないかなというような懸念がありますので、その点についてご見解をお示しいただきたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(藤原輝美幸君) この全体事業費、国から示された内示額が全体で22億円、この中において以前からこれは13億5,000万円という図書館の整備事業費として割り振っていたわけなのですが、確かに最近割り振ったわけではございませんので、なかなか規模は縮小、図書館の規模はですね、縮小せざるを得ないということで、今回の一般質問でも都市建設課長が答弁いたしました22億円の中で、その配分、各事業ですね、郷土館のリニューアルだとか、図書館整備のその配分額を国に対して協議の上、変更していくというのも必要になってくるのかと思います。

石森議員が懸念されるようなその将来負担、こちらについても、財政課としてもなるべく有利な地方債なり基金の活用をタイミングよく使っていくことで、将来負担を抑制していく所存でございます。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。
- 〇12番(秋本好則君) 私も債務行為補正についてお聞きしたいと思います。34ページですね。 上から2番目の観光地等整備事業、これの中身についてどのようなことが含まれているのか、 中身を教えていただきたいと思います。

それと下のほうの3行なのですが、公民館等施設代行業務、それと保健体育施設業務の中身

ですね。それと、今の図書館関係なのですが、1億、約3,000万円という形で出ておりますけれども、建築事務所協会のほうからの案だという、お聞きしましたけれども、あれは、国のほうが示しているのは、独占禁止法に引っかからないように国のほうで大体の基準を決めるということになっておりますけれども、その場合は、建物の種類についてはまず普通のものという前提で動いていると思うのですけれども、例えば特殊な工法を使うとか、そういったものとか、例えば違う、いわゆる四角、真四角な形の当たり前な建物じゃなくて、少しデザインに凝ったものを造るというのはまた別勘定になってくるのですけれども、最初から普通の四角形の建物を造るということでこの債務保証のお金を出していったのか、その辺のゾーンについて、別表、一覧表があって、その中のゾーンのほう決まってくるのですけれども、その辺のどの辺を意識したのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、建築費について今石森君からも話がありましたけれども、一度、今の体育館もそうなのですけれども、やり始めたものは途中で投げ出すにいかなくなっちゃうわけですね。そうすると、上がった分を次から次にやっていくと最終的には幾らになるのだか分からんという形で、物価高騰の中で起こる可能性があるものですから、その辺は今のお話も聞いた上である程度余裕を持った形で見越した上でやっていくという考え方なのか、その辺のスタンスについてお聞きしたいと思います。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) まず、1点目でございます。議案書の34ページ、債務負担行為の補正の上から2番目、観光地等整備事業委託料、令和6年度業務に係る債務負担行為になりますけれども、こちらの内容なのですが、当委託業務は町の観光拠点である船岡城址公園、主に船岡城址公園の除草や剪定、あと花木等の管理などの環境整備を通して、国内外から訪れる観光客等の受入れ環境整備を図る業務となります。

当委託業務は1年間切れ目なく業務を行う必要がありまして、今年度内に業務委託契約を締結する必要があることから、令和6年度の業務委託料に関わる債務負担行為を設定するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) 債務負担行為で公民館等施設代行業務委託料についてですが、 こちらは公民館と8施設になりますが、職員が勤務しない夜間及び日曜・祝日の施設管理の代 行業務と、あと槻木学習センターの音響照明業務を委託するものになります。こちらは年度初

めから代行業務、切れ目なく実施するために今年度中に契約するために債務負担行為をさせて いただいています。

積算根拠なのですが、昨年度、4月から9月までは5年度実績を使いまして、10月以降については4年度の実績を利用と思ったのですが、4月・9月分だけでもやはりコロナ禍明けで、使用自体が1.2倍にも増えておりましたので、4年度実績に1.2倍しまして、上限額にはなりますので見込んだところでございます。

あと、船迫学習センターについては、5年度もワクチン接種会場で実績ございませんでした ので、コロナ禍前の平成30年度の実績を使いまして今回の796万8,000円の債務負担をさせてい ただいたところです。

○議長(髙橋たい子君) ちょっとお待ちください。答弁をいただくわけですが、委託料としての債務負担行為ということで議題にのっていますので、さきの建設についてはちょっとお控えをいただきたいと思います。

答弁を求めます。副町長。

○副町長(水戸英義君) 図書館の関係ですが、この委託料の提案ですが、事業上はどこまでこう、例えば上がるか分からない、あるいは極めて標準的なものでもってという提案で見積りを住宅建築センターからいただいているというのは、課長言ったとおり事実でございます。その中でどういったものを提案できるかというのをこれからプロポーザルで当然、決めていくということでございます。

以上です。

- 〇議長(髙橋たい子君) 体育館関係について、スポーツ振興課長。
- ○スポーツ振興課長(杉本龍司君) 保健体育施設代行業務委託料の債務負担補正なのですけれども、こちらも令和6年4月1日からスムーズに業務を遂行するために、学校体育施設、船岡体育館、槻木体育館、アステムチャレンジスタジアム、この施設について管理代行業務を行っておりますので、4月1日から施行するために債務負担として補正予算を計上させていただきました。
- 〇議長(髙橋たい子君) 再質疑どうぞ。
- O12番(秋本好則君) すみません、一番最初のところ 聞き漏らしたので、ちょっと確認したかったのですが、一番最初の観光地等整備事業、ここのところが城址公園の草刈りというふうに聞いたのですけれども、草刈りだけで1,000万円ということで考えてよろしいのですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) 業務の内容でございますが、少々ちょっと説明が不足しておりました。業務内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1年を通した除草や剪定、花木等の管理でございますが、もう一つ、船岡城址公園内で開催される様々な通年のイベント開催に合わせた受入れ環境整備、そういったものを含めての金額になります。よろしくお願いいたします。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありませんか。 ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。
- 〇16番(白内恵美子君) 白内です。歳入についてお聞きします。37ページの16款国庫支出金の 1節に保健衛生費負担金があります。新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付 費負担金、この内容の説明をお願いします。

それから、38ページ、真ん中ほどに県支出金で7節地方スポーツ振興費補助金とありますが、 これは何に使える分なのでしょうか。

それから、一番下の同じく県支出金の社会教育費委託金で埋蔵文化財発掘調査業務委託金が あるのですけれども、場所はどこになるのでしょうか。

それから、もう一つ、39ページの真ん中、繰入金の基金繰入金にふるさと柴田応援基金 1,884万円はどれに充当するのでしょうか。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 4点ですね。答弁を求めます。最初に健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤正人君) 37ページの16款1項2目の新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金50万円ですが、こちらは47ページの歳出においても同額で歳出の予算を計上させていただいておりますが、こちらはコロナワクチンの接種におきまして健康被害が生じたと、予防接種法に基づき厚生労働大臣から2名の方が認定をされております。

その医療費等の給付については国が全額負担することになっておりますので、年度末までに この方たちの治療の医療給付費が発生した場合の費用について、それに対応した国からの負担 金を歳入として計上したものでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 続いて、教育総務課長。
- ○教育総務課長(小林威仁君) 38ページ、17款2項6目地方スポーツ振興費補助金ですけれど も、こちらは中学校の運動部に部活動指導員を配置しております。そちらの経費に係る分につ いて県から補助金を頂くものになっております。

- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) 38ページの一番下、17款3項4目の教育費委託金、埋蔵文化 財発掘調査業務委託金の場所はどこですかというお尋ねですが、こちらは2つの委託金、業務 委託金の合算になります。

1点目が圃場整備に係る船迫地区埋蔵文化財発掘調査業務と、それから新たに西船迫沢砂防事業埋蔵文化財の発掘調査業務委託の合算したものになります。それから、船迫地区については圃場整備、船迫地区の圃場整備の分と、それから西船迫沢砂防ダムのほうは西船迫地内で、対象となった遺跡としては上野山古墳群ということでございました。合算で116万5,000円ということになります。

- 〇議長(髙橋たい子君) 続いて、財政課長。
- ○財政課長(藤原輝美幸君) ふるさと柴田応援基金繰入金の充当でございますが、充当した事業は3件ございます。

1つ目は、議案書42ページの剣水集会所擁壁設置工事に200万円、45ページの、これは工事 2つなのですが、船岡放課後児童クラブ及び船迫放課後児童クラブ空調設備更新工事、合わせ て354万円。3つ目、同じページの子ども医療費助成に1,330万円。合計で1,884万円を充当し てございます。

○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。(「ないです」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので、これで総括と歳入の質疑を終結いた します。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、41ページの議会費から47ページの衛生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

- ○1番(石森靖明君) 1番石森です。45ページの子ども医療対策費についてお伺いしたいと思います。1,545万7,000円計上されていますけれども、例年に比べてどの程度、どの割合で増えているのか。それから、増えている要因についてその内容を把握されているか、分析されているのかどうか、お伺いしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(工藤昌之君) 子ども医療費ですけれども、件数のほうですけれども、令和

4年度の4月から11月期と令和5年度の4月から11月期で、7,000件ほど増加しております。

その要因のほうですけれども、まず1点考えられるのは、コロナウイルスの感染症の位置づけが令和5年5月から5類感染症になったということで、受診控えが解消されたということで増加というふうに考えております。

もう1点については、コロナが5類になったことによって、コロナの検査とか治療が有料になりましたのでお金がかかるようになったということで、こちらのほうも要因というふうに考えております。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。(「ありません」の声あり) ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。
- ○16番(白内恵美子君) 白内です。42ページの総務費総務管理費の委託料の町有地樹木伐採業 務委託料があるのですけれども、これはどこの分で、また何かこう、事故とか起きたのかなと 心配になったものですから、ちょっと説明をお願いします。

それから、下のほうに工事請負費、剣水集会所擁壁設置工事、説明ではL型擁壁設置という ことだったのですが、この工事をすることによってどのように変わるのでしょうか。工事の内 容説明をお願いします。

それから、44ページ、下のほうに民生費児童福祉費の需用費で修繕料が上がっているのですけれども、100万円、これはどこの何の分でしょうか。

以上です。

すみません、もう一つありました。45ページ、保育所費の10節賄い材料費248万3,000円、価格高騰によりということだったのですが、実際にこの価格高騰で現場ではどのような影響を受けているのでしょうか。例えばメニューの変更とか、いろんなそういう大変なことが起きているのか。現場の声としてはどういうのが上がっていたのでしょうか。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(藤原輝美幸君) まず、1点目、町有地樹木伐採業務委託の内容でございます。場所は4か所ございます。槻木西三丁目、西船迫二丁目、下名生字剣水、松ケ越二丁目の4か所でございます。樹種は、ナラ、クヌギ、ミズキ、ヤマザクラで、合計33本。そのほかにも竹やぶ等ございます。これは事故とか倒木とかというよりも、隣地や町道に対して越境している状況でございます。そういったことで、近隣の住民の方、あと地元区長さんと相談して伐採する

ものでございます。

2点目の剣水集会所擁壁設置工事についてでございます。集会所の西側になるのですが、田 んぼとなってございます。境界の一部は既にコンクリートの擁壁になっているのですけれども、 そのほか一部が板柵でちょっと土留めしている状況、あともう一部は全く何の土留めもしてい ないところでございまして、まずその板柵を撤去して残りの区間を全てL型擁壁で組んでしま う。高さ1.75メートル、延長約12メートル、これを施工することによりまして、集会所敷地の 土が隣の田んぼに崩れ落ちるのを防ぐというものでございます。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 続いて、子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(工藤昌之君) まず、修繕料のほうですけれども、いろいろ修繕を予定しているのですが、まずは槻木保育所内の手洗い場の床ですけれども、水が跳ねて床の表面材が剝がれていたり腐食していたりというようなことで危険な状態で、そちらを修繕すると。

次に、槻木児童館の網戸建具修繕ですけれども、こちらは6月に所管事務調査がありまして、 白内議員も見ていらっしゃるかと思いますけれども、暑い中、網戸がないというご指摘があり まして、確認した結果、戸車を交換すれば網戸もつけられるというような状況ですので、そち らの戸車交換の修繕と、あとは今から冬場、給湯器等の凍結があったりしますので、そちらの 修繕ということで見込んでおります。

次に、賄い材料のほうですけれども、こちらについては物価高騰で、特にサラダ油とか乳製品、卵、肉類が高騰しているのですけれども、現在提供している給食については、栄養バランスとか品数などの影響はございません。メニューの変更もございません。今後、この補正により十分な材料が確保できれば、子どもたちに提供する給食に影響を及ぼすことはございません。以上です。

○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑がないようですので、次に47ページの農林水産業費から55ページの教育費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

O16番(白内恵美子君) 白内です。49ページの一番上、事業内訳に工場適地可能性基礎調査事業があります。船岡槻木地区というふうに説明はあったのですが、もう少し詳しい説明を求めます。

それから、その少し下の観光整備費の需用費に印刷製本費があるのですが、この説明をお願いします。

50ページ、8 款土木費の河川費の需用費に修繕料があるのですが、この説明をお願いします。 それから、52ページ、教育費の小学校費のほうには、需用費の中に光熱水費がないんですね。 中学校費には上がっているのですが、小学校はなくて大丈夫なのですか。伺います。

それから、53ページの一番上、幼稚園管理費で役務費にバルーンリリース手数料があります。 この説明をお願いします。

それから、54ページの図書館費の報償費でプロポーザル審査委員報酬が載っていますけれど も、委員会の構成メンバーはどのような方で、何回実施するのでしょうか。

それから、55ページの上から2番目、これは保健体育総務費の委託料で総合体育館用地のくい復元とあるのですが、その説明をお願いします。

それから、一番下の学校給食センターの需用費で賄い材料費1,000万円、保育所でも聞いた のですけれども、材料高騰によってメニューの変更等とか、そういうことは起きなかったので しょうか。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。最初に商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) まず、議案書の49ページですね。 7款1項1目商工振興費の工 場適地可能性調査事業委託料、工場適地可能性基礎調査業務委託料95万7,000円の説明になり ます。当委託業務につきましては、今後、柴田町内で企業等を誘致するために、まずは用途や 規模、物流、インフラ施設等の各種条件を設定するわけなのですけれども、その際に土地利用 上の様々な制約や経営体制の検討と併せまして、まずは工場立地に適した候補地を選定するこ とを目的とした基礎調査になります。

具体的な委託業務の内容ですが、まず委託期間につきましては本年12月の下旬から令和6年3月下旬までを想定としております。委託内容、業務の内容につきましては、まずは工場用地の整備条件の設定、あとは候補地の抽出ですね。候補地の抽出については今現在、船岡地区につきましてはおおむね1か所、槻木地区につきましてはおおむね2か所、計3か所程度の候補地を想定しております。あとは候補地の現況調査、あとは工場用地適地の比較検討、メリット、デメリットですね、そこら辺までを含めて年度内の調査事業と今想定しております。

続きまして、2問目ですね。2点目と同じく議案書49ページの需用費、印刷製本費ですね。 観光整備費19万8,000円の詳細説明ですが、こちらにつきましては柴田町の1年を通した四季、 春夏秋冬、四季の観光資源を集約した観光プロモーション用の写真集を今回1,000部増版するものです。この写真集は6か国語の多言語の解説が併記された写真集となりまして、日本語、英語、韓国語、中国語の繁体字、簡体字、あとタイ語、この6か国語の解説が併記された写真集になりますが、今後国内外での観光プロモーション活動をはじめ、特にここ最近、柴田町に多くの団体、個人の方が視察等に来町されていると思うのですが、そういった際の町の紹介をというんですかね、シティープロモーション用、そして積極的に活用したくて増版するものでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、都市建設課長。
- ○都市建設課長(池田清勝君) 議案書50ページの土木費、河川管理費の修繕料の関係でございます。こちらの内容でございますけれども、50万円の補正予算ということで計上しておりますが、場所につきましては入間田の字地蔵田地内になりますが、三本木堀川がございますけれども、そちらの堤体2か所に穴が空いているのが確認されました。穴が広がりまして漏水などの事故に結びつかないように事前に修繕をさせていただきたいという内容になってございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 続いて、教育総務課長。
- ○教育総務課長(小林威仁君) 52ページ、10款2項小学校費の需用費のところに光熱水費が入っていないということでしたけれども、今の時点で積算したところ、小学校については間に合うという判断でしたので補正計上はしておりません。

この53ページ、教育費、幼稚園費の第一幼稚園のバルーンリリース手数料、こちらにつきましては、来年2月に第一幼稚園の閉園式を予定しております。その際のイベントとしまして風船飛ばし、園児、保護者、あと来賓の方々と風船を飛ばす予定です。そちらの手数料ということになっております。

- ○議長(髙橋たい子君) 次に、生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) 54ページです。4目図書館費の7節報償費、プロポーザル審査委員報酬についてですが、審査委員の人数は5人を予定しております。

審査委員会の構成ですが、学識経験を有する方がお1人、それから設計業務に関し専門的知 見または資格を有する方がお2人、それとあと副町長、教育長を入れて5人の構成となってお ります。

- ○議長(髙橋たい子君) 回数もあったようですが。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) 回数は3回を予定しております。
- ○議長(髙橋たい子君) 続いて、スポーツ振興課長。

- ○スポーツ振興課長(杉本龍司君) 55ページの10款 6 項12節の委託料、総合体育館のくい復元 測量業務委託ですけれども、この今建設している体育館の土地ですけれども、平成24年に土地 を購入し、令和2年度に造成工事を行っているのですけれども、約10年間の間で29か所くい、 箇所があるのですけれども、そのうち今12か所が経年劣化によるもの、またはやはり大雨とか で結構傾いて倒れている部分もあるんですね。そういったものをしっかりと体育館ができる来 年度、4月以降外構工事も始まりますので、それまでにしっかりとくいを復元させるという内 容になっております。
- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、教育総務課長。
- ○教育総務課長(小林威仁君) 55ページ、学校給食センター費、賄い材料費でございました。 子ども家庭課と同じ、物価高騰によるメニューの変更等は行っておりません。給食センターの 栄養教諭がカロリーとか、また栄養面を確認しまして、安価でよい食材を選んで対応していく ということでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 49ページの工場適地可能性基礎調査については、この調査が終わった 後はどのような形で町は動こうとしているのか伺います。

それから、49ページの印刷製本費は、写真集は何冊作成するのでしょうか。もちろん無料で配るということなのでしょうか。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) まず、今ご質問いただきました工場適地可能性基礎調査のその後の進め方なのですけれども、まず今回の補正で計上しました委託料につきまして、あくまで基礎調査で、一応その可能性、工場立地に適した用地の可能性としてまずその抽出、選定までの内容としておりまして、これが選定されたら新年度以降はその候補地につきまして地権者情報の整理であったり、あとは土地の制限がいろいろ想定されますので、そういった制限を解除する方法、あとは発注方法はオーダーメードなのか、造成後の売却なのか、その実際に企業が来た場合の町側の方法としてどういった方法が取れるのかとか、あとは今後のスケジュール、あと地盤とか、そういったものが想定されますけれども、今度はこの基礎調査を基に本調査ということで、より掘り下げて調査を進めていければなと考えております。

あと、2問目ですけれども、観光整備の印刷製本費ですね。こちらのほうは1,000部、こちらになりますけれども、1,000部今回増版を計画しております。

以上です。

- **〇**議長(髙橋たい子君) あと配布先ということもありましたようですが。どうぞ。
- ○商工観光課長(天野 敬君) 配布先なのですけれども、まずこちらの写真集は基本的に 6 か 国語の多言語併記されております写真集でございまして、一番の目的というのはやはり海外プ ロモーションに使うものです。

あとは、当然写真集ですので、写真掲載で通年の柴田町の観光資源がふんだんに掲載されていますので、いろいろ議会であったり町の執行部、あと姉妹都市との交流などでいろいろ町の紹介・宣伝をする機会があるのですけれども、そういったものにも積極的に活用できればなと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。(「ないです」の声あり) ほかに質疑ありませんか。3番吉田清君。
- ○3番(吉田 清君) 3番吉田清です。3点お聞きします。

先ほど白内議員のお聞きした商工費95万7,000円の内容と同じような質問になりますが、 (「ページ数お知らせください」の声あり)ページ数、49ページ、7款商工費1項1目の工場 適地可能性基礎調査事業の95万7,000円なのですけれども、課長が言われました船岡地区1か 所、槻木2か所の具体的な場所、どの辺を検討されているのかをお願いいたします。

2点目、51ページ、3目18節消防施設維持管理事業、消火栓設置工事負担金、マイナス32万7,000円の詳細についてお願いします。

あと、3点目、54ページ、3目13節車借上料、長期継続、マイナス25万2,000円の詳細についてお願いします。

以上です。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) まず、1点目、議案書49ページの7款1項1目工場立地工場適地可能性基礎調査事業の件でございますが、先ほど申し上げましたとおり、一応その候補地と想定しているのは、船岡地区1か所、あと槻木地区で2か所というふうに想定しているのですけれども、こちらの場所の選定については実際この事業でもっていろんな諸条件を基に選定するわけなのですけれども、ただ、ちょっと現状を申し上げますと今年の夏以降、夏以降というと新型コロナウイルスが5類へ移行したということもあるかと思うのですが、いろいろ今年、町内の企業、あと町外の企業からもいろいろ町に対して、現在、工場が手狭になっているのでね、ほかにちょっと用地を探しているのだけれども場所がないかとか、あとは町内に誘致でき

る土地はあるのかとか、そういった問合せも来ていますし、あとは県庁の企業誘致担当課のほうにも、やはり広い意味で柴田町を含めた仙南地域にそういった場所を求めているというふうな な企業からのオファーが結構来ているというふうな状況でございます。

また、近隣の自治体も道路交通網の発展により、こういった基礎調査を始めているところもあるし、工場用地として分譲しているというふうな、そういった近隣自治体の動きもありますので、そういった状況も踏まえて、この適地、適正な場所をこの調査でもってまず選定していきたいなというのが今回の趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、危機管理監。
- ○危機管理監(平間信弘君) 51ページ、9款3目18節の消火栓設置工事負担金の詳細について ということでございました。こちらにつきましては、工事完了に伴う工事費の請負差額分によ る減額というふうになっております。
- ○議長(髙橋たい子君) 続いて、生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) 54ページです。3目柴田の郷土館費13節使用料及び賃借料の 車借上料、長期継続の25万2,000円の減額についてですが、こちら、令和5年8月からリース 方式で公用車を新しくしましたときの契約の請差を減額させていただいたものになります。
- ○議長(髙橋たい子君) 吉田議員、再質疑ありますか。どうぞ。
- ○3番(吉田 清君) 商工費の先ほど課長が言われました、これから誘致する場所を探すということなのでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) はい、そのとおり、この調査の中で候補地を選定するわけなのですけれども、ただ、先ほど申し上げましたが、いろんな企業のほうからこういった要望が来た際、具体的にあそこら辺の場所とか、ここの場所とか、そういう具体的な、これまでのそういった企業からのオファーなんかも資料としては積み上げていますので、そういったものを提供しながらある程度候補地を絞り込んで、最終的に候補地を決定していけたらなと考えております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。どうぞ。
- ○3番(吉田 清君) その船岡の1か所、槻木の2か所というのは、具体的な場所は決まって いないということなのですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- **〇**町長(滝口 茂君) 場所を特定しているわけではありませんが、これから柴田町が発展しな

ければならないための土地の選定ということになると、今都市計画マスタープラン立地適正化 計画をつくっておりますので、また新栄通線の延長ということも議会から言われておりますの で、延長すれば当然企業の立地がしやすくなるのではないかなというエリアを1つ考えており ます。

それから、今多くの、我々もあまり気づかなかったのですが、富沢16号線が開通したことによりまして、県道亘理村田蔵王線、あの一角が何か工場適地というような関係で問合せが来ていると。あくまでも問合せが来ているということでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。
- ○12番(秋本好則君) 秋本です。私も今のところ、49ページの工場適地可能性調査についてお聞きしたいと思うのですが、工場適地として都市計画のほうでは工業地域、工業専用地域、準工業地域というふうに決めているので、多分そういうことなのか、それとも、それ以外のことを適地として調べるのか、何かその辺が都市計画上ここがいいと思っているから、都市計画上、工業区域というふうに決めていると思うのですけれども、何かそこから外れるから新たな調査をするということなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、全体3か所で九十何万円という話で、今課長さんからの話だと、地質の調査もするという話だったのですが、地盤調査か、そうすると地質図も大体出ているので、それで大体の見当はつくし、周辺の工場等の基礎データを見れば大体の地盤も見当はつくと思うのですけれども、何か3か所で90万円というのはちょっと中途半端だなという感じがするので、どういう調査なのか、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) まず、3か所ということで話したのですが、今回の調査の中身 については、一応は基本的には経済産業省のほうで工場適地の選定基準というふうな、そういったマニュアルもございますのでね、まずそういったものに参考にしながら、準拠しながら進める調査が前提となります。

それで、先ほども申し上げましたが、中身につきましてはまずはその工業用地の条件、その中にいろいろ用途地域も出てきますし、あとは必要とする面積、あと物流、あと輸送の距離、あとは電力とか、上下水というんですかね、排水路、そういった諸条件が出てきまして、それを基にまず候補地として選定するというふうなことです。

あくまで今年度の調査、当然年度内の限られた基礎調査ということで、そういった諸条件を 含めて、取りあえずは候補地として先ほど申し上げましたが、おおむね3か所、まずは選定を すると。あとは新年度以降、今度はそのよりメリット、デメリット、いろんな規制、制約、そ ういったものを検証しながらまた掘り下げて進めていくということを今想定しております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○12番(秋本好則君) 今の課長さんのお話を伺いまして、その辺のその程度の情報であれば、これまでの柴田町に蓄積されているデータで十分間に合うんじゃないかと思うのですけれども、何かそれ以外に、例えばいろんな工場を造るところは、水道とか下水道だってもう全部図面がそろっているわけですから、その中で見ればすぐ分かるわけですよね。口径から全部分かる。それと、工場を建てるときでも今既存のものがいっぱいあるわけですから、その辺の基礎データというのも全部調べれば調べられるわけですよね。

そうすると、それだけで十分のような気がするのですけれども、新たに調査する必要がある のかなと。何かそれだけ膨大なデータは柴田町の役場って持っているわけですよ。だからそれ で間に合わないのかなという気がするのですけれども、どうなのでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) 今議員がおっしゃったとおり、町で持ち得る情報、データというのは、確かにこの調査中身についてあります。ただ、実際いろいろ聞くと、やはり行政が持つデータだけでは、企業側のほうの、何でしょうね、よりはそれも含めて、そういった民間の基礎調査により、何でこの場所が選ばれたのか、選定されたのかという、そのひもづけですね、そういったところの情報もやはり必要となるというのは、これ企業側のほうからの実際、声も聞いていますし、県の担当課からも、当然町の情報だけでも企業を説得する材料にはなるかと思うのですが、それ以上にやはり民間の力を借りていろんなその調査ですかね、付随情報、そういったものを今回、候補地として最初に選定したくて、調査事業として今回計上したものでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。 ほかに質疑ありませんか。10番桜場政行君。
- ○10番(桜場政行君) 桜場でございます。49ページ、7款商工費の1商工振興費の18節、80万円のマイナスということで、柴田産業フェスティバルの実行委員会の補助、マイナス50万円、これは実施しないから当然だと思ったのですけれども、町内工場等連絡協議会の補助金、これは前、50万円から30万円に減額して丸々これがマイナスになっているということは、この辺のちょっと内訳というか、詳細をちょっと説明をしていただきたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 1点でよろしいですか。(「1点です」の声あり)

答弁を求めます。商工観光課長。

- ○商工観光課長(天野 敬君) 議案書49ページ、7款1項1目18節負担金補助及び交付金の町内工場等連絡協議会補助30万円の減額の理由でございますが、また町内工場等連絡協議会の活動なのですけれども、これまでコロナウイルス等々の原因でなかなか活動ができなかったということでございました。それで、いよいよ今年度は5類への移行ということもあって活動再開に向けて町も予算としては計上したものの、徐々に協議会活動も再開できる環境にはなってきたものの、会員の事業者によってはまだ本格的な事業活動に向けて、まずそちらのほうに注力しなくてはいけない状況の事業者もありまして、なかなか今年度の活動再開までには至らなかったということで、この辺は工場等連絡協議会の事務局のほうと相談した上で、協議した上で、今年度については活動がなかなかできなかったということで減額したものでございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○10番(桜場政行君) ということは、ごめんなさいね、工場等、普通30万円の補助金をもらえるとすれば、工場等連絡協議会としても何かの活動をしていればですよ、受け入れてもいいと思うのですけれども、あえて協議の上、30万円を丸々こう減額したというのは、何か50万円から30万円に減額した段階で正直、役場と工場等連絡協議会の付き合いが希薄になるのかなと一瞬ちょっと心配したところがあったのですけれども、今年に限っても丸々減額するということがあったのでね、ますますちょっと工場等連絡協議協議会等が、役場で言うなら商工観光課のちょっとコミュニケーション関係もちょっと心配なのですけれども、その辺をしっかりと調整をした上で、今後とも普通の、コロナが5類になってこれからしっかりと活動する上で、例年どおりの工場等連絡協議会と役場、特に商工観光課のお付き合いはしていけるという形で、それで減額したという捉え方でよろしいでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(天野 敬君) まず、この工場等連絡協議会に対する補助なのですけれども、 こちらはあくまで活動費補助になりまして、具体的な実際事業を、事業計画を出していただい たのに対して町が補助するものなのですけれども、そういった意味で今年度、どうしても活動 までは、具体的な活動まで至らなかったと。

あとは、工場等連絡協議会さん自体は自己財源もございますので、そういった意味で協議を しまして、今年度については実際活動も、具体的な活動もできなかったのでということでご理 解の下、減額するということです。 また、来年度以降につきましては、今ちょうど予算編成の時期でもございますので、この辺は工場等連絡協議会のほうと来年の事業計画がどういったものが想定されるか相談の上、予算措置については検討してまいりたいなと考えております。

○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので……。(「 」の声あり) 答弁の訂正の申出がございました。生涯学習課長、それを許します。どうぞ。
- ○生涯学習課長(大宮かつ子君) 債務負担のご説明をさせていただいた、柴田町図書館建設設計業務委託料の説明をさせていただいた際に、地質調査を行いますということでボーリング調査4か所、30センチで4か所と申し上げたのですが、30メートルの誤りでしたので訂正させていただきます。
- ○議長(髙橋たい子君) よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終結いたします。
これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第38号令和5年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ただいまから休憩をいたします。

11時30分再開といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) 再開いたします。

日程第11 議案第39号 令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

〇議長(髙橋たい子君) 日程第11、議案第39号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補 正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第39号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算

〇議長(髙橋たい子君) 日程第12、議案第40号令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算を 議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ 数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第40号令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

〇議長(髙橋たい子君) 日程第13、議案第41号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正 予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第41号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 令和5年度柴田町水道事業会計補正予算

〇議長(髙橋たい子君) 日程第14、議案第42号令和5年度柴田町水道事業会計補正予算を議題 といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、収益的収入支出、資本的収入及び支出一括といたします。 質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第42号令和5年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算

〇議長(髙橋たい子君) 日程第15、議案第43号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算を議 題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ 数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第43号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(髙橋たい子君) 日程第16、議案第44号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第44号柴田町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令及び国民健康保険法施行規則の改正により、出産被保険者に係る産前産後の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を免除する等の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(遠藤 稔君) それでは、議案第44号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の詳細説明を申し上げます。

追加議案書の3ページをお開きください。

今回の条例改正は、提案理由で申し述べました関係法令の施行により、子ども・子育て支援の拡充を図るため、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る国民健康保険税を免除する制度が創設されましたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

条文について説明します。改正後の欄をご覧ください。

改正する第23条は、国民健康保険税の減額に関する規定です。新たに第3項として、出産被保険者に係る国民健康保険税のうち、所得割額と均等割額を減額する規定を新設するものです。

その下、第1号から次のページにかけての第6号までの各号は、国民健康保険税の積算内訳となる項目ごとに減額する額の算出方法に係る規定です。

第1号は基礎課税額の所得割額について、次のページ、4ページになります、第2号は基礎 課税額の均等割額について、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第4号 は後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、第5号は介護納付金課税額の所得割額につ いて、第6号は介護納付金課税額の均等割額についての規定です。

各号に共通しまして減額する額の算出方法については、年税額の12分の1となる月割額に産 前産後期間となる月数を乗じて得た額を減額するものです。なお、産前産後期間の定義につき ましては、出産月の前月から出産月の翌々月までの計4か月分となります。

また、双子や三つ子などの多胎妊娠の場合については、単体妊娠に比べて身体的負担や経済 的負担が大きいことから出産月の3か月前からを対象とし、計6か月分を減額するものです。

5ページになります。

第24条の3は、出産被保険者に係る届出に関する規定です。

第1項で、納税義務者は出産被保険者が世帯に属する場合には届出を町長に提出しなければならないとする規定です。

以下の第1号から第5号にかけては、その届出に必要な事項を示しております。

第2項では、届出する際の添付書類を第1号から第3号にかけて示しています。

第3項では、届出ができる日を出産予定日の6か月前から行うことができるとするものです。

第4項では、何らかの事情により当該届出が納税義務者からない場合にあっても、町長が届 出に必要な各事項を確認することができる場合は、第1項の届出を省略させることができると する規定で、言い換えますと、届出がない場合でも届出に必要な各要件を町で知り得る場合は 町長の職権による減額を可能とするものです。

6ページになります。

第27条は、届出の際の各種様式等について規則で別に定めるものとするものです。

附則です。

第1項は施行期日です。この条例は、関係法令の基準に合わせて令和6年1月1日から施行するものです。

第2項は適用区分です。改正後の規定は、令和6年1月以降の期間に係る国民健康保険税に 適用し、それ以前までについては従前の例によるとするものです。

以上、詳細説明です。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第44号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 令和5年度柴田町一般会計補正予算

○議長(髙橋たい子君) 日程第17、議案第45号令和5年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第45号令和5年度柴田町一般会計補正予 算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円を給付する住民税非課税世帯等に対する追加臨時特別給付金事業をはじめ、高齢者世帯への生活支援臨時給付金事業などに要する経費を計上するとともに、歳入では、国庫支出金、繰入金について補正を行うものであります。

歳入歳出それぞれ 3 億2,812万円を増額し、補正後の予算総額は153億5,674万4,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(藤原輝美幸君) それでは、補足説明をいたします。

追加議案書7ページをお開きください。

議案第45号令和5年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うものです。

11月29日、国において、低所得者世帯支援額の追加的な拡大、物価高騰の影響を受けた生活者などを引き続き支援するための補正予算が成立しました。これを受けまして、地方自治体には物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることとなりました。本町への交付限度額は2億6,510万7,000円です。

10ページをお開きください。

歳入です。

16款2項1目総務費国庫補助金5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として交付限度額である2億6,510万7,000円を補正計上いたします。

次に、20款1項2目基金繰入金6,301万3,000円の増は、財政調整基金から補正財源として繰入れするものです。これにより、財政調整基金の残高は約12億5,600万円となります。

続いて、歳出です。

11ページをお開きください。

2款1項13目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費です。右上の説明欄の事業内 訳をご覧ください。上から順に説明いたします。

高齢者世帯への生活支援臨時給付金事業として3,694万2,000円を計上しております。事業概要は、65歳以上の高齢者のみ世帯のうち、住民税課税世帯へ1万5,000円を支給するものです。 次に、在宅介護サービス等利用者への給付金事業として2,565万3,000円を計上しております。 事業概要は、在宅介護サービス及び在宅障がい児者福祉サービスを利用している方へ2万円を 支給するものです。

次に、社会生活サポート事業者支援事業として1,405万5,000円を計上しております。事業概要は、介護サービス事業所及び障がいサービス事業所を対象に、電気代等高騰分としてサービス種別により6万円から60万円を支給するものです。

次に、住民税非課税世帯等に対する追加臨時特別給付金事業として2億5,147万円を計上しております。事業概要は、低所得世帯に対して1世帯当たり7万円を支給するものです。

12ページをお開きください。

10款6項3目学校給食センター費ですが、補正額の財源内訳の特定財源の欄、国県支出金として850万8,000円を充当しております。これは、歳入で説明しました今回の国の交付金を充当し、同額の一般財源を減額する財源更正でございます。事業としましては、食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、小中学校に就学する児童生徒の保護者が負担する給食費について賄い材料費の物価高騰分を支援することで、保護者の経済的負担を軽減するものです。事業費は、今回の会議に上程しました議案第38号一般会計補正予算、議案書55ページに記載の学校給食センター費に計上しました10節需用費の賄い材料費1,000万円のうち、937万7,000円です。

以上、5つの事業につきましてその概要を説明しましたが、予算積算根拠としての対象世帯数、対象者数、事業ごとの財源内訳、担当課などについては、12月1日にまちづくり政策課が資料を提供しておりますので、そちらをご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番(石森靖明君) 石森です。11ページの物価高騰に対する臨時交付金事業についてお伺いをしたいと思います。

今回これ、国の事業として交付金配分ということなのですが、国の事業という割には一般財源から7,100万円余りが支出されていますけれども、この理由についてお伺いしたいと思います。

それから、同じく11ページの12節委託料の一番下の給付金のシステム構築委託料で187万円 計上されておりますが、これまでも住民税非課税世帯に対する各種交付金の交付があったと思 いますけれども、今回新たにこのシステムを構築しなければいけない理由についてお伺いした いと思います。

以上2点です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(藤原輝美幸君) 一般財源投入の理由でございますが、今回の国の交付金については、限度額が示された上で各種事業に充当しなさいよということで、通常の負担金や補助金ですと、その率とかを示されるものなのですが、今回は自治体の規模とかで国のほうで一律的に配分額を決定し、各自治体に交付されるものでございます。

それによりまして町がこの5つの事業を執行するわけでございますが、完全に100%きっちりとしたその事業の設計はなかなか難しいものでございます。ある程度一般財源を各事業に割り振ることによりまして、今後その事業が完了した際にその一般財源分、不要となった分は減額したり、事業の間で一般財源が、一般財源なり交付金の充当を財源更正すると、そういうことで決算に向けて事業を進めていくものでございます。7,000万円、確かに多額ではございますが、ある程度の事業の充当のために必要でございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

私の説明で、今回交付限度額と申し上げましたが、交付限度額、今回実は8割だけのという ことで来ているんですね。失礼いたしました。残りの2割は今後内示されるということでござ います。それにしても一般財源は必要になるということでございますので、どうぞご理解願い ます。

- 〇議長(髙橋たい子君) 福祉課長。
- ○福祉課長(佐藤 潤君) もう1点ございました。システムの関係ですね。システム構築委託 料の関係、187万円ということでの計上です。一応その内容的にも様々なパッケージですとか 導入の費用があるのですけれども、今回国のほうから示されている内容はいろいろ基準がやは りございます。基準日、令和5年12月1日といったところを目安にしなさいというところがご ざいます。あと、もろもろその確認、令和5年度の非課税世帯というところ、当然基準日が変 われば確認が必要になってまいります。その都度、やはり構築には必要ということでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○1番(石森靖明君) そうすると、システムについては今後、これまでは、すみません、ちゃんと確認していませんけれども、都度改修が必要になるようなシステムであるということでよろしいのでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(佐藤 潤君) そのようにご理解いただいてよろしいかと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。 ほかに質疑ありませんか。11番吉田和夫君。
- O11番(吉田和夫君) 11番吉田和夫でございます。この予算通れば、この物価高騰の臨時交付金は、何か新聞報道で見ると、大きな事業主のところは来年まで、来年とかとあるのですけれども、本町では12月中に、年度内に、年度内というか、年内に給付されるのか、いつ給付されるのかだけお伺いいたします。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(佐藤 潤君) 給付の時期ということでございます。今回これは4件ございます。 そのうち国のほうの報道等にもございます、その支給というところですが、7万円の給付というところにつきましては、やはり今のシステムの関係もございます。導入という形からの作業になってまいりますので、送付が、住民の方にお知らせするのが予定としましては1月の上旬ということ、あと受付が1月の中旬から始まりまして、支給開始、最初が1月下旬ということで今のところを予定している状況ではございます。
- 〇議長(髙橋たい子君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 議会のほうに詳しい説明を12月にお出ししたのは、12月7日に議決され

れば、宮城県で一番先に配られるというふうに思って取り組んだところでございますが、システムの関係でどうしても、今年度に通知はできるけれどもお金は振り込めないという担当課からの返事がございました。来年のお年玉に早急に配付できるように努力したいというふうに思います。

○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。大丈夫ですか。 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第45号令和5年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 陳情第6号 令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上について のお願い(陳情)

> 陳情第7号 学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い(陳情)

> 陳情第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、格差のない全国一 律最低賃金制度の確立を求める政府に対する意見書採択の 陳情書の提出について

> 陳情第9号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意 見書の採択を求める陳情

○議長(髙橋たい子君) 日程第18、陳情に入ります。

12月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

いずれも議会運営委員会の協議により、配付のみの取扱いといたします。

○議長(髙橋たい子君) 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

12月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで12月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、このたび退任されます大宮正博代表監査委員から挨拶の申 出がありますので、これを許します。大宮代表監査委員、どうぞ。

○代表監査委員(大宮正博君) 監査委員を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび12月31日をもちまして、監査委員を退任させていただくことになりました。私はこの職務に平成28年1月1日付で就任いたしまして、今日まで2期8年、監査委員として職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持し、その職責を全うすることができましたのは、ひとえに議員の皆様方をはじめ、職員の皆様方のご支援、ご鞭撻のたまものであると深く感謝しております。誠にありがとうございました。

現下の町政を取り巻く情勢は大変厳しいものがありますが、今後、柴田町のますますのご発展と皆様方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。 大変お世話になりました。ありがとうございました。

- ○議長(髙橋たい子君) 休会前に町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 議長にお許しをいただきましたので、令和5年度柴田町議会12月会議を 閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議では、提案申し上げました人事案件1件、条例の制定、改正7件など、追加議案 2件を含む議案17件全てにおきまして原案のとおりご同意、可決いただきましたこと、改めて 御礼申し上げます。

今回は、子ども医療費助成、放課後児童クラブ、空調機器更新工事など、また追加議案においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る補正についてもお認めいただきましたので、早急に事業を進めてまいります。

また、今回の一般質問では13人から25問、92項目の提案をいただきました。今回は、柴田町新図書館建設計画や(仮称)柴田町総合体育館建設などの大型プロジェクトに関することや、AEDの設置や利用に関すること、また子育で支援策や子育で世帯を包括的に支援するための子ども家庭センターの設置に向けた検討状況などの質問をいただきました。さらには、町民の健康や生活に関わる質問、移住定住促進事業に係るご提案もいただきました。

一般質問で提案を受けましたことにつきましては真摯に受け止め、政策の優先順位を見極め、 また財政状況を勘案しながら、できることから取り組んでまいります。

さて、早いもので令和5年も残り僅かとなりました。今年は卯の年で私の年でもございました。おかげさまで平成22年度から事業を実施しておりました町道富沢16号線道路改良工事、平成26年度から事業を実施してきました鷺沼排水区5号調整池整備事業について、今年度末に完成する予定となるなど様々な分野で町政運営を前進させることができました。

また、現在開催しているしばたファンタジーイルミネーションは、開幕後4日間で来場数が 1,200人を超え、昨年を上回るにぎわいを見せるなど、来年に向けて明るい光が差し込む好調 な滑り出しとなっております。

来年は辰の年、辰の年は前年まで努力したことが実を結んで成就する年であり、さらなる努力をすることでスピード感を持って成功に近づけるとも言われています。令和6年におきましても、職員とともに様々な課題解決に向け果敢にチャレンジしていきたいというふうに考えております。

今後とも議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、休会に当たり御礼の挨拶とさせていただきます。この1年間大変お世話になり、ありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願いいたします。

O議長(髙橋たい子君) これをもって、令和5年度柴田町議会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後0時02分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

令和5年12月7日

議 長 髙 橋 たい子

署名議員 5番 森 裕 樹

署名議員 6番 加 藤 滋